

## 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（案）

### [地域経済牽引事業を促進する意義と方向性]

地域経済の現状は、全体としては緩やかに改善しているものの、地域によってはこれまでその地域を支えてきた製造業が衰退するなど、社会構造・産業構造の変化によって疲弊しているところもある。

他方で、中核企業が、複数の中小企業を束ねて今後の高い成長が予想される航空機産業に参入する取組を、地方公共団体や大学が一丸となって支援している地域や、地元大学で輩出される質の高いIT人材を生かし、質の高い雇用の場を創出するために公共データの民間公開やオフィス整備等に取り組んでいる地域などがある。このような地域が有する資源や特色、強みを最大限に活用して事業を行うことで、結果的に地域内の事業者の取引額や売上額の増大等をもたらす波及効果の大きな事業を創出することは、地域経済活性化や地域に持続可能性の高い産業を創出する観点から非常に有益である。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）は、こうした観点から、地域経済牽引事業（自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。）にあらゆる政策資源を集中投入することで、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的としている。

その際、今後高い成長が期待されるものとして以下に掲げる分野を取り込むことにより、より高い効果をあげることが期待される。

- ①医療機器や航空機部品、新素材等の先進ものづくり分野
- ②農林水産、農水産品の海外市場獲得等を目指す地域商社等の事業分野
- ③4次産業革命関連分野（AI・IoT・ビッグデータ等の利活用）
- ④新たなニーズをターゲットにした観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野
- ⑤環境・エネルギー分野
- ⑥ヘルスケア・教育サービス分野 等

地域経済牽引事業の促進に当たって、地方公共団体は地域の経済社会情勢を踏まえて目指すべき目標とその評価指標（以下、「KPI」という。）を設定し、PDCAサイクルを回し、主体的かつ計画的な支援措置を講ずることで地域の成長発展の基盤強化を図ることが求められる。特に、産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等を地域の強みとして、地域の関係者全体が将来像を共有し、基本計画において具体的な成果目標とスケジュールを設定し、戦略的に実現に向けて取り組む必要がある。その際、都道府県及び市町村は互いのニーズに積極的に対応し、迅速な基本計画の作成に努める必要がある。

本基本方針は、法を地方公共団体が活用する際に、より効率的かつ適切に成果をあげることを狙いとして、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針としてその目標や配慮すべき事項等について定めるものである。

## **第1号 地域経済牽引事業の促進に関する事項**

### **イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項**

#### (1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域が自らの地域の状況、特色等を正確に把握した上で、基本計画の達成により実現する地域の全体像及び成長発展を実現するための戦略を策定することが重要である。

#### (2) 促進区域と地域の特色

基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定した上で、促進区域の地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等の地域の特色の概略を記載することとする。その際、後述する「地域の特性」を内包できるように記載することとする。

#### (3) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

##### ① 目指すべき地域の将来像の概略

促進区域の付加価値を高め、質の高い雇用を確保・創出するための目指すべき地域の将来像の概略を記載するに当たっては、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）等を活用して、促進区域の産業構造、雇用状況、内外の取引・付加価値の流れ、需要構造、経済・産業の現状や各企業が地域経済に与える影響、重点的に取り組むべき事業分野の特定等を定量的に分析することで地域の経済構造の把握に努めることとする。

##### ② 経済的効果の目標

地域経済牽引事業の促進による経済的効果を把握するため、経済的効果の目標として、基本計画の開始から終了（基本計画の計画期間は原則5年とする）までの「地域経済牽引事業の促進による促進区域の付加価値創出分」を地方公共団体で自主的に設定し、基本計画に記載するものとする。

目標の設定に当たっては、促進区域の付加価値の全体又は特定の産業分野の付加価値の一定割合を設定する方法（例えば、促進区域の全産業の付加価値の3%分や5%分を設定する等）や、想定する地域経済牽引事業1事業あたりの促進区域への波及効果を積み上げる方法（例えば、想定する地域経済牽引事業の付加価値や事業数等を集計して設定する等）など様々なものがあるが、基本計画に係る国による同意や事後検証の際に、基本計画の目標の算出方法や地域経済へのインパクトの大きさ、後述する地域経済牽引事業として求められる事業内容との関係性、基本計画の目標の達成又は不達成の要因な

どについて論理的に説明できるものとなっている必要がある。

また、必要に応じて、地域経済牽引事業による経済的効果を達成するためのプロセスを管理・計測するためのK P Iを設定し補助的指標として活用するものとする。

#### (4) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

以下に示す項目を目安として、各地方公共団体において、地域経済牽引事業の目標設定を行うこととする。

地域経済牽引事業は、以下の①～③のいずれも満たす事業であること。

##### ①地域の特性の活用

「ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に記載される、地域の特性の活用戦略に沿った事業であると認められるものであること。

##### ②高い付加価値の創出

促進区域において、新たな事業所が1つ立地するのと同等の付加価値額（具体的には、都道府県別1事業所あたり平均付加価値額）以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることとする。ただし、この水準は、事業計画の計画期間が5年の場合を標準としており、計画期間に応じて変更することは可能とする。

##### ③地域の事業者に対する相当の経済的波及効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、以下のいずれかの効果が見込まれることとする。

- ・促進区域に所在する事業者間での取引額が増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の売上が増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数又は給与支払額等が増加すること

ただし、地域がそれぞれの実情を踏まえた意欲的な数値目標を設定することが望ましい。

#### ロ 法第4条第2項第1号に規定する促進区域及び同項第4号に規定する重点促進区域の設定に関する基本的な事項

##### (1) 基本的な考え方

促進区域は、基本計画の対象となる区域として設定する。また、重点促進区域は、促進区域の中でも、特に当該地域における地域の特性と密接な関連がある地域を地方公共団体が設定することにより、より重点的かつ効果的な地域経済牽引事業の促進に資するものである。促進区域と重点促進区域の設定については、具体的には、「ヘ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」の記載事項に基づいて

行うこととする。

## (2) 促進区域の設定

基本計画の対象となる区域は、原則、行政区画単位で設定することとする。

## (3) 重点促進区域の設定

### ①重点促進区域の設定方法

重点促進区域については、地域の特性が賦存する地域及びその周辺地域（地場産業の工場の集積地域、工業団地、温泉街、商店街、観光農園、湖沼、浜、川、特定の強みを有する企業、大学・研究機関、駅、インターチェンジ、寺社・仏閣等が存在する区域）を、字単位で設定することとする。

### ②設定した理由

重点促進区域の設定に当たっては、その区域を重点促進区域として設定した理由を記載することとする。

### ③工場立地特例対象区域の設定

重点促進区域において、重点促進市町村が工場立地特例対象区域を指定する場合は地番等を用いて記載することとする。

## ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

### (1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業に活用される地域の特性の選定に当たっては、地域の事業者が地域経済牽引事業を行う上で、独自の強みを十分に発揮することが期待されるような地域の特性及びその活用戦略を設定すること。

### (2) 地域の特性及びその活用戦略の設定方法

地域の特性の設定に当たっては、地域の特性（①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く）、⑨その他）及びその活用戦略（①成長ものづくり分野、②農林水産、地域商社、③第4次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑥その他）の類型を組み合わせで選定し、それぞれについて、その地域の具体的な、産品名（製品名）、技術分野、施設名、自然現象、自然的特性等を挙げて、その活用戦略の概観を記載することとする。

なお、限りある政策資源を集中投入する観点から、1基本計画あたり9個以内を目安として地域の特性を設定することとする。

### 【地域の特性及びその活用戦略の類型イメージ】

- i. 甲地域の産業集積等を活用した成長ものづくり
  - ii. 乙地域の大学、研究機関の人材、設備等を活用した、IoT の地域展開
  - iii. 丙地域の自然公園等の自然環境等を活用した観光業
  - iv. 丁地域の農産物等の特産物の新たな販路開拓 等
- ※その他、地域の強みと考えられるものを具体的に記載してもかまわない。

### (3) 選定の理由

地方公共団体は、(2) の地域の特性及びその活用戦略を選定した理由について、定量的なデータを付すなどして、基本計画に係る国による同意や事後評価の際にも論理的な説明をできるものとなっている必要がある。

## 二 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

### (1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進を通じた地域の成長発展の基盤強化を図るに当たっては、従来型の製造業にとどまらず多様化する事業形態に対応しつつ、新たな産業を創出していく観点から、事業者のニーズをしっかりと踏まえながら事業環境の整備を総合的に行っていくことが重要である。事業環境の整備の具体的な内容としては、例えば公共データの民間公開、各種法令に基づき地方公共団体が定める計画の柔軟な運用や改定、条例の制定や改正等が考えられる。

法では、国が全国共通で活用可能な支援措置を措置している一方、地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の強みを生かして事業が促進される必要があり、地域における産業構造、地域資源の態様等の独自性を踏まえた時宜にかなった事業環境整備がそれぞれの地域で行われることが重要である。このため、地域経済牽引事業の促進のために行う事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用のみならず、地方公共団体独自の積極的な事業環境整備への対応も求められる。

その際、税負担の軽減や助成金等の短期的な財政的措置、規制の特例措置等を講ずるのみならず、全体での事業コスト、事業を支える人材の賦存状況、インフラの整備状況、産学連携の在り方等の多様な側面が地域経済牽引事業の実施を左右する大きな要因となることから、地方公共団体と事業者相互が情報を交換しつつ、事業環境整備の措置を洗練させていくことが重要である。

### (2) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置の創設、景観条例等の改廃など、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に記載

するものとする。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備

地方公共団体は、促進区域で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、公共データの民間公開（インターネット等を通じて、地方公共団体等の公共機関が保有するデータを事業者が利用できるようにすること）等によって、事業者が様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備する旨を記載するものとする。記載にあたっては、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく官民データ活用推進基本計画において示された取組の方針等も踏まえ、例えば、地域の実情に応じつつ、以下のような取組を行っていくことが期待される。

（期待される取組の例）

- ・地方公共団体が保有するデータのオープン化
- ・新たにセンサーや無料Wi-Fi等を整備することによるデータの取得及び当該データのオープン化
- ・地域、分野等を越えたデータ連携を可能とするためのデータフォーマットの標準化
- ・IoT、ビッグデータ、AI、ロボット・ドローン等を活用した実証やビジネス展開を支援するための制度整備
- ・ITベンチャー創出等のためのITオフィス構築等のビジネス環境整備
- ・データの利用権限に関する契約ガイドライン等のデータ利活用に関する各種ガイドラインの活用推奨
- ・地方公共団体におけるシェアリングエコノミー関連サービス等の積極採用、民間クラウドサービスやAI活用の推進等 等

なお、公共データの民間公開を行う場合には、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に基づいて適切な保護等の処置を行うことがその前提であり、例えば匿名加工等の適切な措置を講じた上で公開を行う必要がある。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業の促進に当たっては、全体での事業コストの低減や事業者が速やかに次の段階に進めるように配慮していくことが不可欠となる。その際、地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、法令遵守及び当該規制等の保護法益の確保を大前提にしつつも、申請書類の簡素化・削減や既存データ・資料の有効活用等を通じた事業者負担の軽減、規制に係る手続等の迅速化を図っていくことが不可欠となる。

このため、地方公共団体にとって、その裁量の範囲内において、事業者の必要に応じて規制や制度等の柔軟な運用や見直し、事業者ニーズに基づく公共データの民間公開等の事業環境整備を積極的に進めていくことも重要な役割であり、地方公共団体は事業者

による事業環境整備に対応するためにどのような体制を整備するかを記載するものとする。

## (5) その他

### ①首長のリーダーシップの発揮

地域経済牽引事業の促進に当たっては、首長のリーダーシップが重要であり、首長は事業者と積極的なコミュニケーションを図り、具体的なニーズの把握や対応に努めることが重要である。事業環境整備に係る事業者からの提案への対応を始めとして、首長のリーダーシップで組織内に総合的な支援体制を構築することが必要である。

### ②市町村及び都道府県の緊密な連携の重要性

各種の規制事項を始めとして、地域経済牽引事業に関する手続については、市町村と都道府県の双方に関係する事項も存在する。このため、市町村と都道府県の両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者の必要にきめ細かく対応することが重要である。

### ③事業開始後の支援継続の重要性

地域経済牽引事業の促進の目的は、単に地域において工場進出や設備投資が行われることではなく、継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含めて地域に波及効果がもたらされることである。このため、既存企業や新規誘致企業を問わず、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな必要や課題への迅速な対応に取り組むことが極めて重要である。

### ④事業承継支援

地域経済牽引事業の継続的な実施に当たっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないよう、地方公共団体は国の施策と連携しながら地域において事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等についての周知を行うことが重要である。

### ⑤技術支援等

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。しかしながら、比較的事業規模の小さい事業者にとってみれば、単独での新たな技術開発はリスクが大きく、ちゅうちよするおそれもある。このため、国の施策を活用しながら、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

### ⑥省エネルギー取組の推進

地域経済牽引事業を行う事業者が、エネルギー管理による設備の最適制御や高効率な設備導入などの省エネルギー取組を行うことは、コスト削減や生産性向上を通じて事業者の競争力強化に繋がり、当該事業の継続的实施に資することとなる。そのため、自治体は国の施策も活用しながら、地域に根ざした省エネノウハウを有する民間事業者とも連携しつつ、省エネルギー診断の実施や相談窓口の開設、省エネルギー設備への入替え支援等、当該事業者の省エネルギー取組を支援することが重要である。

#### ⑦地方創生政策や農村振興政策との連携

「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、各地方公共団体は、地方創生関連施策とよく連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、同法の税制、融資等の活用を図ることが有効である。

#### ⑧人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているかを事前に把握し、国の地域雇用開発のための施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い、人材の育成に努めることが重要である。地域の教育機関においては、地域や学校の実態、学生・生徒の特性に応じて、事業者等から協力を得ながら、地域の人材育成に貢献することが重要である。

#### ⑨道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要である。基本計画は社会資本整備を定めるものではないが、地方公共団体において、地域経済牽引事業を促進するに際しては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に進めることが重要である。その際には、個別の施設面での整備及び充実のみならず、インフラ相互間の接続による相乗効果の発揮や、空港運営の24時間化などの運用面での柔軟な対応も必要である。

#### ⑩地域が一体となった事業継続計画の策定

様々な災害リスクに対する事業リスクを最小化すべく、企業ごとに定める事業継続計画の策定に加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった事業継続計画の策定を検討していくことが重要である。



## (6) 実施スケジュール

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっての予見可能性を高める観点から、地方公共団体は、上記の(2)～(5)での記載事項についてのスケジュールを記載するものとする。

## ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

### (1) 基本的な考え方

昨今の経済情勢をみれば、人口減少・少子高齢化に伴う国内市場の縮小等による競争環境の激化や第四次産業革命等の新技術の出現による産業構造の変化に伴う海外市場参入や新ビジネス創出等、国内の事業者が抱える課題は一層複雑化しているのが現状である。

この現状を踏まえ、地域経済牽引事業を効果的に促進するためには、例えば研究開発支援・事業化支援・販路開拓支援などの各種支援について、事業の発展段階に応じた適切かつ一貫通貫の支援を途切れることなく提供していくことや、複数の支援機関がお互いの強みを補完し合い、連携して事業者の多様な支援の必要に応じていくことが求められている。

また、今後、それぞれの地域における地域経済牽引事業支援機関同士が、お互いの強みを生かして連携し合うことで、総合的な支援事業を展開することも期待される。

### (2) 支援の事業内容及び実施方法

地域経済牽引事業を行う事業者の多様な支援の必要に応えるために、各分野に強みを有する地域経済牽引支援機関及び支援内容としては、以下のようなものが想定される。地方公共団体は、これらを踏まえ、促進区域で期待される支援の事業内容とその主体、実施方法としての連携支援計画の作成等について具体的に記載するものとする。

#### ①技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

公設試験研究機関（工業試験場等）による産業化につながるような効率的な研究開発支援、技術移転機関等を活用した大学等の研究成果の企業等への技術移転の支援、研究成果の普及等

#### ②市場に関する調査研究及び情報提供

産業支援センター等が有する技術情報・人材情報・特許情報・市場情報等の事業者が必要とする情報の提供や、地域に賦存する市場ニーズと研究シーズのマッチング支援等

#### ③経営能率の向上の促進、経営改善支援

商工会・商工会議所、大学等による経営能率の向上に資するような人材育成支援、地

域銀行や弁護士・公認会計士・税理士等によるローカルベンチマークを活用した経営改善や円滑化の支援、販路開拓のためのマーケティング支援等

#### ④資金の融通の円滑化

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が行う、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の研究開発から販路開拓や市場化まで事業の発展段階に応じた融資による支援等

#### ⑤研修

業界団体やNPO、中小企業診断士会等が実施する技術開発力や販路開拓、労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

#### ⑥事業承継支援

地域経済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中小企業・小規模事業者等の事業承継支援や、地域経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者の再編・統合等を行う場合の事業承継・事業再編支援

### へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

#### (1) 基本的な考え方

法第4条第4項及び第11条第4項において、基本計画及び土地利用調整計画は、土地利用関係の諸計画等と調和を保つこととされていることから、例えば以下のような土地利用関係の諸計画等との調整方針等について、基本計画において具体的に記載することとする。

- ①国土形成計画
- ②都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針
- ③中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画
- ④河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画
- ⑤農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画
- ⑥まち・ひと・しごと総合戦略及び地方版総合戦略

重点促進区域の設定に当たっては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図ることが必要である。また、既存の工業

団地、遊休地、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地の把握を行い、こうした用地が存在する場合には、その活用を優先すべきである。市町村においては、こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者適切に開示することが必要である。

基本計画で定める重点促進区域における地域経済牽引事業について、市町村が、法第11条に基づく土地利用調整計画を作成し、地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として土地利用調整区域を設定する場合には、土地利用調整区域は、地番単位で設定することとする。

## (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域については、農業関連施設を整備するなど、土地を農用地区域から除外せずに地域経済牽引事業の用に供することができる場合を除き、農用地区域外の土地を優先して設定することとする。

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、下記の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めることとする。

### ①農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

### ②周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農への支障が生じる
  - ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- など、土地の農業上の効率的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

### ③面積規模が最小限であること

土地利用調整区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、地域経済牽引事業の用途に供するために必要最小限の面積であること。

### ④農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(農地中間管理機構関連事業)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地

中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

#### ①市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先することとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。）及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を設定することを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないよう留意するとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設や商業施設等の集客性のある施設、住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

#### ②市街化調整区域における地域牽引事業の用に供する施設

(1) 及び①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適當であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

##### i) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場、生体材料の研究施設及び工場

##### ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場

### (4) 自然環境の保全、その他

環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区を含まないこと。重点促進区域には、この他、自然公園法に規定する国立、国定公園区域及び

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含まないこと。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域が含まれる場合、地域経済牽引事業の実施による自然環境の保全に十分な配慮をするものとする。促進地域に国立、国定公園区域を含む場合には、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法第2条第5号に規定する公園計画等との整合を取るなど、促進区域に環境保全上重要な地域が含まれる場合にも、地域経済牽引事業の実施による自然環境の保全に十分な配慮をするものとする。また、国立、国定公園を含む基本計画を策定する場合又は地域経済牽引事業計画を承認する場合には、国立公園においては地方環境事務所、国定公園においては都道府県の自然環境部局と調整を図ることとする。第1号口に掲げた促進区域又は重点促進区域から除くべき地域以外の環境保全上重要な地域についても、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮を行うものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図ることとする。

また、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、省エネルギー対策並びに地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、更に住民の理解を得るための取組について記載することとする。

さらに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏並びに交通の安全と円滑等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて記載することとする。

## ト その他地域経済牽引事業の促進に関する事項

### (1) PDCAの強化

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の執行では、基本計画や事業計画の成果について定期的なフォローアップを行い、必要な執行改善を行うという適切なPDCAサイクルの確立ができなかったという課題があった。

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なKPIを設定した上でPDCAサイクルを確立し、法律の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことにより、より適切かつ効率の良い地域経済政策へと繋げていくことが重要である。

このため、国と地方公共団体はこの法律の執行に当たって基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況についてのPDCAをとりまとめることとする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の経済的効果と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめることとする。また、地方公共団体は、それぞれの地域の実情をよく踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行

い、国に報告することが求められる。

### (2) 地域中核企業候補2000社の公表と案件発掘

地域経済牽引事業の「担い手」を発掘していくことが重要である。地域の企業の中には、地域経済への影響力が大きく、成長性も見込めるなど、地域経済牽引事業の「担い手」となる潜在的な能力や可能性は高い企業があるものの、自らがそのことに気づいていない場合や地方公共団体や周辺企業等から十分に認識されていない場合もある。国は、RESASの企業データベースの活用や、関係省庁による案件発掘等により得られた情報等を活用し、地域の中核的な企業の候補として約2000社程度を抽出して公表し、企業の挑戦と地方公共団体による基本計画作成を促進していくこととする。地方公共団体は、この約2000社のリストを参考とするなど、国とも連携して地域の案件発掘を行うこととする。

### (3) 関係省庁連絡会議の設置

国は、法の執行に当たって、①案件発掘とフォローアップ、②地域中核企業候補2000社リストの公表((2)で前述)、③関係省庁における関係施策一覧表等の作成、④PDCA評価、ベストプラクティス集の作成等を実施するため、関係省庁連絡会議を立ち上げる。地方公共団体は、関係省庁連絡会議での情報等を積極的に収集し、域内の事業者への周知等に努めるものとする。

### (4) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域においては、地方公共団体と地域の産学官金等の関係者が協力して推進する体制が必要である。このため、法第7条の規定に基づき地域経済牽引事業促進協議会を組織することができる旨を規定しており、地域における基本計画の作成と、その実施に必要な事項として、具体的には承認事業計画の候補案件の発掘や、基本計画に基づく事業の推進の進捗状況のフォローアップ等のPDCAサイクルの実施などにおいて主体的な役割を果たすことが期待される。

### (5) 地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備

国は、法第24条の課税の特例及び第25条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る「地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準」に適合することについての確認を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえることとする。

評価委員会は、地域経済牽引事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者及び専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。

## 第2号. 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

### イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

#### (1) 連携の意義

事業者が地域経済牽引事業を行うに当たって抱える課題は多様化・複雑化しており、単一の支援機関では的確な支援が困難であることも想定され、多様な支援機関が連携し、十分かつ切れ目のない支援を事業者に提供することが不可欠である。他方で、地域では必ずしも支援機関が十分に連携できていない例も見られる。このような観点から、地域経済牽引事業の促進を加速させるためには、地域に存在する複数の地域経済牽引支援機関同士で連携を図り、役割と責任を明確化した上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、連携の対象は地域内にとどまらず、地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、地域内で不足する支援の機能を補完することも重要である。

#### (2) 連携の目標

連携支援計画の作成に当たっては、上記連携の意義を踏まえ、下記の目標を設定することとする。

- ・地域における支援機関（産学官金）の継ぎ目のない支援体制の構築
- ・地域の各支援機関の役割と責任の明確化（販路を見据えた技術開発等）
- ・地域内で不足する支援機能の外からの補完
- ・想定する支援件数

### ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

#### (1) 連携支援事業の内容

支援機関が主に連携支援事業を実施すると想定される地域における、地域の特性及びその活用戦略を踏まえ、総論として、連携支援事業が地域経済牽引事業に対して提供する支援の全体像やその実施時期（連携支援計画の計画期間は原則5年とする）等について記載することとする。

また、連携支援計画については、主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合を図るよう努めることとする。

ただし、連携支援計画を申請する時点で、主に連携支援事業を実施すると想定される地域に基本計画が存在しない場合においては、その後、基本計画が提出された時点で整合を図るよう努めることとする。

#### (2) 連携支援事業の実施方法

研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援が切れ目なく提供されるように役割分担、責任体制の明確化する必要がある。このため、以下の事項について記載することとする。

- ①具体的な地域経済牽引支援機関間の役割分担及び責任関係、実施時期
- ②地域経済牽引支援機関同士の具体的な連携体制の構築方法（地域経済牽引支援機関間の規約締結や定期的な情報交換や連携方針を協議するための会議の開催等）

なお、地域経済牽引支援機関は、ローカルベンチマーク等を活用して地域経済及び地域の事業者に対する理解を深めて、相互に対話を行って認識共有を図るなど、互いに積極的に協同していくことが重要であり、非協同的な地域経済牽引支援機関は自律的に連携支援事業から退出することとされるなど相互に緊張感のある関係を構築することが望ましい。